

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年4月8日付で提起した「保有個人情報一部開示決定」に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年3月23日、清瀬市長が請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取り消しを求め、非開示になった部分を開示するとの裁決を求める。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は医師の診察を受けている。請求人自身の体や健康について、全て医師に報告しなければ、請求人にとっての治療が正しく受けられないおそれがある。したがって本件保有個人情報の開示を求める。

また、請求人は犯罪、選挙違反に全く関係したことが無く、暴力団、暴力団員及び反社会勢力とは、全く関係を有していない。そのようなことが誤って、関係があったとされてないか確認したいということからも保有個人情報の開示をしてもらいたい。

第4 審査庁諮問書の結論

本件処分は、違法、不当な点はない。よって本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査審議の経過

審査会は、本件諮問につき、以下のように審査をした。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月26日	諮問・審議（第1回）
令和3年 1月26日	審議（第2回）
令和3年 2月 8日	口頭意見陳述・審議（第3回）終了

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審査庁の諮問書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

保有個人情報の開示請求手続きについては、清瀬市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第15条以下に規定されている。条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、条例第19条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。

同条第1号では、「法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関…等の指示等により、開示することができないと認められる情報」を非開示とする旨規定されており、第5号では、「市の機関並びに国…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とする旨規定されている。

2 一部開示判断の妥当性

本件で請求人が開示を求める対象文書を見分したところ、国勢調査員の採用の基準及び不採用とした事由についての記載がある。これらの情報が開示されてしまうとすれば、市の内部において、国勢調査員の採用又は不採用の決定について、率直な意見交換が困難となってしまうものである。した

がって、これら情報は、「市の機関…における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」であるため、条例第19条第5号に該当する。また、当該情報に係る文書が国勢調査の執行に係るものであり、国勢調査事務は法定受託事務として市が事務取扱をするものであるという経緯から、市は、総務省統計局から、東京都を通じて、これら情報の開示又は非開示の判断について、非開示とすべき旨の指示を受けている。よって「国の行政機関…等の指示等により、開示することができないと認められる情報」であるから条例第19条第1号に該当する。

これら一部開示の判断について、請求人は、審査請求書や口頭意見陳述において、自身の体や健康について医師に報告する等のために、これら非開示情報を開示するよう主張するものであるが、これらの理由が当該情報の条例第19条第1号及び第5号該当性を覆すものではない。また、請求人は口頭意見陳述において、請求人への開示が難しければ、請求人の通う医療機関へ、非開示としている情報を直接開示してほしい旨の主張をしているが、当審査会は、請求人のそのような気持ちを理解できないではないが、そのようなことをするように実施機関に意見具申することはできない。なぜなら、本件非開示部分の情報は、前記のとおり、請求人のみならず、医療機関等に対しても開示できない情報だからである。

以上のことから本件処分に違法または不当な点はなく、請求人の主張は本件処分の判断を覆すものではない。

3 請求人の主張以外の違法性または不当性の検討

その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、本件処分の妥当性を審議した結果、手続及び法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上